



府地事第175号

令和2年3月12日

福岡市長 殿

内閣府地方創生推進事務局長



外国人起業活動促進事業における在留資格「特定活動」の取り扱いに係る照会事項について（回答）

令和2年1月15日付け総企第402号にて照会のありました「外国人起業活動促進事業における在留資格「特定活動」の取扱いについて（確認）」について、別紙の通り令和2年2月12日付け入管庁政第19号にて出入国在留管理庁次長より回答がありましたので、通知します。



入管庁政第19号
令和2年2月12日

内閣府地方創生推進事務局長 殿

出入国在留管理庁次長 高嶋 智光



外国人起業活動促進事業における在留資格「特定活動」の取り扱いに係る照会
事項について（回答）

令和2年2月4日付け府地事第58号で照会のあった外国人起業活動促進事業に
おける在留資格「特定活動」の取り扱いに係る照会事項について、下記のとおり回答
する。

記

- ① 大学、専修学校等に在学中の外国人であっても、外国人起業活動促進事業に基づき地方公共団体から起業準備活動計画の確認を受けた場合において、起業活動が主たる活動となるときには、所定の要件を満たす限り、在留資格「留学」から「特定活動」への在留資格変更が認められうる。
- ② 外国人起業活動促進事業に基づく在留資格「特定活動」で在留中の外国人が、当該在留資格に該当する活動のほか、大学、専修学校等での収入を伴わない活動を行うことは差し支えない。